

# 区分支給限度基準額の対象外に位置付けられている加算の主な分類【現行】

○区分支給限度基準額については、現行制度において、政策上の配慮から、その対象外に位置付けられている加算が様々あるが、それらを大別すると以下のとおり。

種類	加算等の名称
①交通の便が悪い地域における経営の安定を図ること等を目的とする加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別地域加算（各種サービス）</li><li>・中山間地域等における小規模事業所加算（各種サービス）</li><li>・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（各種サービス）</li></ul>
②介護職員の待遇改善に資する加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護職員待遇改善加算（各種サービス）</li><li>・サービス提供体制強化加算（各種サービス）</li></ul>
③医療ニーズへの対応に関する加算等	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算（訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護）</li><li>・緊急時施設療養費、特別療養費（介護老人保健施設における短期入所療養介護）</li><li>・特定診療費（病院・診療所における短期入所療養介護）</li></ul>
④在宅における生活の継続の支援を目的とする加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合マネジメント体制強化加算（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）</li><li>・訪問体制強化加算（小規模多機能型居宅介護）</li><li>・訪問看護体制強化加算（看護小規模多機能型居宅介護）</li></ul>
⑤事業開始後の一定期間における経営の安定を図ることを目的とする加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業開始時支援加算（看護小規模多機能型居宅介護）</li></ul>

# 居宅サービス及び地域密着型サービスのうち、 区分支給限度基準額に含まれない費用、適用されないサービス

限度額 (単位:円(注2))	限度額が適用されるサービスの種類 (下欄の※については、短期利用に限る)	【限度額に含まれない費用】 (赤字はこれまでの対応案に基づく追加・変更点)
要支援1 50,030	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤通所介護 ⑥通所リハビリテーション ⑦福祉用具貸与 ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護※(注1) ⑪定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 ⑫夜間対応型訪問介護 ⑬地域密着型通所介護 ⑭認知症対応型通所介護 ⑮小規模多機能型居宅介護 ⑯認知症対応型共同生活介護※ ⑰地域密着型特定施設入居者生活介護※ ⑱看護小規模多機能型居宅介護	特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／介護職員処遇改善加算 特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／サービス提供体制強化加算 <b>特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算</b> ／中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算 中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算 サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 介護老人保健施設の緊急時施設療養費（緊急時治療管理・特定治療）と特別療養費／ <b>介護医療院の緊急時施設療養費（緊急時治療管理・特定治療）と特定診療費</b> ／病院・診療所の特定診療費／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 介護職員処遇改善加算 特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 中山間地域等提供加算／訪問体制強化加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算 介護職員処遇改善加算 介護職員処遇改善加算 <b>事業開始時支援加算</b> ／ <b>中山間地域等提供加算</b> ／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／ <b>訪問体制強化加算</b> ／ <b>訪問看護体制強化加算</b> ／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
限度額が適用され ないサービス	①居宅療養管理指導、②特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）（短期利用を除く）、③認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）、④地域密着型特 定施設入居者生活介護（短期利用を除く）、⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

注1) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護については、要介護度に応じた限度単位数を別に設定。 注2) 額は介護報酬の1単位を10円として計算。

# 訪問系サービスにおける集合住宅に係る減算と区分支給限度基準額の関係について

## 論点 2

- 訪問系サービスについては、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）等に居住する利用者に対して訪問する場合に、報酬を一定程度減算する仕組みが存在する。
- 一方、区分支給限度基準額に係る費用の算定に際しては減算後の単位数により判定されることから、集合住宅に係る減算が適用される者が、減算が適用されない者よりも多くの介護サービスを利用できる現状となっている。
- また、この点については、平成29年10月19日付で、会計検査院より、保険給付の公平性が確保されるよう、集合住宅に係る減算の適用の有無により、利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講じる求めがあった。
- これらを踏まえ、訪問系サービスにおける集合住宅に係る減算と区分支給限度基準額との関係についてどのように考えるか。

## 対応案

- 訪問系サービス（※）における集合住宅に係る減算の適用を受ける者と当該減算の適用を受けない者との公平性の観点から、当該減算については区分支給限度基準額の対象外に位置付けることとし、当該減算の適用を受ける者の区分支給限度基準額の管理については、減算の適用前の単位数を用いることとしてはどうか。  
※訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護定期巡回・随時対応型訪問介護看護